

平成28年度事業報告書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

<事業活動>

1、公益事業1

(調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業)

(1)アジア・太平洋地域法制度調査

当財団は法務省法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋地域法制度調査研究事業を実施している。平成27年度より「会社法実務研究会」(テーマは「ガバナンスと役員の実務責任」)を新たに3ヶ年計画で開始し、2年目の平成28年度は対象国であるベトナム、カンボジア及びインドネシアの現地調査を実施(平成29年度にはミャンマーを調査予定)し、平成29年9月に予定するシンポジウムに向け準備中である。

名称：アジア・太平洋会社法実務研究会
主催：法務省法務総合研究所国際協力部、当財団
期間：平成27年4月～平成30年3月(3ヶ年プロジェクト)
研究対象国・地域：ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア
座長：国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
委員：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
石田 眞得 関西学院大学法学部教授
川島 裕理 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授
児玉 実史 北浜法律事務所弁護士
豊島 ひろ江 中本総合法律事務所弁護士
林 秀樹 住友商事株式会社関西法務チーム長
古川 朋雄 大阪府立大学経済学部准教授

平成28年度における研究会開催(場所：法務総合研究所(大阪)国際協力部セミナー室)

第3回研究会 平成28年4月1日
第4回研究会 平成28年6月17日
第5回研究会 平成28年10月4日
第6回研究会 平成28年11月16日
第7回研究会 平成28年12月21日

(2)日韓パートナーシップ共同研究

本研究は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ共同研究で、研究員が、主題に関する

制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じてお互いの知識の向上を図り、成果を研究主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、平成11年から毎年開催しているものである。本研究の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研究員が互いに相手国に渡り、相互に研究を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側共催者として会議費他の一部費用を負担、研究員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

第17回日韓パートナーシップ共同研究

メインテーマ ～「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐると制度上及び実務上の諸問題」

日本セッション： 平成28年6月13日～同月23日(東京)

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務省法務総合研究所(東京)浦安センター等において研究。6月21日に韓国研究員による発表会開催。

韓国セッション： 平成28年10月17日～同月27日(韓国)

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研究。帰国後10月27日帰国報告会を実施。

(3) 第1回日本・バングラデシュ共同研究

当財団は平成28年10月11日～18日の間、法務省法務総合研究所国際協力部と共催して、第1回日本・バングラデシュ共同研究を実施した。

法務省は、1990年代から、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどの東南アジア諸国を中心に、主に独立行政法人国際協力機構(以下JICA)の技術協力プロジェクトを通じて、法整備支援を続けてきたが、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において、「当面の方針としては、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8ヶ国を中心に進めていくものとする。」とされ、新たにバングラデシュが重点国の一つとして加えられた。これを受け、法務省法務総合研究所はJICA等関係機関と協力し、同国に対する法制度整備支援活動を具体化させていく方針であり、第1回となる今回は、アニスル・ホック法務・司法・議会担当大臣以下7名を日本に招聘し、東京、大阪、京都及び広島の各地での法務・司法機関や大学等の訪問を通じて、両国の相互理解及び信頼関係の構築を図った。

(4)日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、平成28年度は中国側の要請により「日本のPFI推進法の立法と実践及び中国への啓示」と題したセミナーを実施した。本テーマは平成24年度の北京でのセミナーでも取り上げ、前回と同じ講師の方に講演頂いて、日本におけるPFI/PPP事業に関する法制度の整備、更には実務の内容、具体的な事例を挙げながら詳細に紹介がなされ、中国側から更なる理解を深めることが出来た、とのコメントもあり、充実したセミナーとすることができた。

第21回日中民商事法セミナー（北京）

日 時：2016年11月4日（金）

場 所：釣魚台ホテル（北京）

主 催：日本側 法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター
中国側 国家発展改革委員会

参加者：約100名

開会挨拶：宮原賢次 公益財団法人国際民商事法センター会長
林 念修 国家発展改革委員会副主任

講 演

演題Ⅰ： 「日本におけるPFI/PPPの実践と課題」

講 師： 大阪商業大学教授、東洋大学大学院客員教授 美原 融

演題Ⅱ： 「PFI/PPPの更なる深化に向けて一事例からみる
契約上の課題」

講 師： アンダーソン・毛利・友常法律事務所
パートナー弁護士 赤羽 貴

パネルディスカッション

パネリスト

美原 融 大阪商業大学教授、東洋大学大学院客員教授

赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士

王 天義 光大国際有限公司総経理、清華大学PPP研究センター主任教授

王 守清 清華大学建設管理専攻 教授・博士指導先生

総括スピーチ

公益財団法人国際民商事法センター理事・松尾綜合法律事務所 弁護士

小杉丈夫

(5) 国際民商事法シンポジウム

法務省法務総合研究所と JICA が主催、大阪商工会議所が共催し、在日本ラオス人民民主共和国大使館、在京都ラオス人民民主共和国名誉領事館、公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部及び当財団が後援して以下のシンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」を開催した。

日 時：2017年2月28日（火）

場 所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

テーマ：「ラオス民法典制定と実務上の課題」

主 催：法務省法務総合研究所

独立行政法人国際協力機構（JICA）

大阪商工会議所

後 援：公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

在日本ラオス人民民主共和国大使館、在京都ラオス人民民主共和国
名誉領事館、公益社団法人関西経済連合会、
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部

第一部 講演・発表

1、ラオス新民法典制定の意義

駐日ラオス人民民主共和国大使 ヴィロード・スンダーラー

2、メコン地域における投資環境

独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部 古賀 健司

3、ラオスに進出した日系企業の現況

株式会社アデランス生産本部執行役員 後藤 雅仁

株式会社アデランス生産本部生産管理部長 小笠原 伸夫

4、ラオスに対する日本の法整備支援

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

元 JICA ラオス長期派遣専門家 伊藤 浩之

5、ラオス新民法典の概要

ラオス司法省計画協力局長代理 ナロンリット・ノラシン

第二部 パネルディスカッション

「ラオス民法典制定と実務上の課題」

慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘

ラオス司法省計画協力局長代理 ナロンリット・ノラシン

ラオス中部高等裁判所長 ソムサック・タイブンラック

森・濱田松本法律事務所／弁護士 江口 拓哉

アンダーソン・毛利・友常法律事務所／弁護士 山口 大介

司会： 法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣弘

(6)連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2016」

当財団は、法務省法務総合研究所・慶應義塾大学大学院法務研究科・神戸大学大学院国際協力研究科・名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター・早稲田大学法学学術院・比較法研究所と共催して、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画を2010年から実施しているが、本年度は「アジアのための国際協力 in 法分野2016」を次のとおり3回にわたって開催した。

この連携企画は、参加者が、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識や研究方法論を習得することになったとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場を提供するものとなっている。

A 法整備支援へのいざない

日時：2016年6月18日（土）13：00～17：30

場所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議

～プログラム～

第1部 「法分野の国際協力の全体像を知る」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

第2部 「法制度整備支援への様々なアプローチ」

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

「国際弁護士と法制度整備支援」

弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士 国谷 史朗

第3部 「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」

モデレーター： 法務省法務総合研究所国際協力部・教官 石田 正範

パネリスト：

法務省法務総合研究所国際協力部副部長/

元JICAラオス法制度整備支援長期専門家 伊藤 浩之

摂南大学法学部講師 大川 謙蔵

名古屋経済大学准教授 中村 真咲

独立行政法人国際協力機構（JICA）

産業開発・公共政策部ガバナンスグループ

法・司法チーム 課長補佐 竹内 麻衣子

B サマースクール「アジアの法と社会2016」

日時：2016年8月22日（月）～23日（火）

場所：名古屋大学アジア法交流館

8月22日（月）

第1部：変動するアジアの法と社会（研究者セッション）

講義①「国際経済法とアジア」水島朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

講義②「インドネシアの法と社会」高野さやか（東京大学 JSPS 特別研究員 (PD)）

講義③「ASEAN 地域の法と社会」コン・テイリ（名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授）

第2部：法律家のキャリアと法整備支援（実務家セッション）

講義④「元法整備支援専門家の10年後の姿」田邊正紀（酒井法律事務所弁護士、元 JICA モンゴル法整備支援専門家）

講義⑤「検事の仕事と法制度整備支援調整中」横山栄作（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

8月23日（火）

第3部：アジアの中の日本法教育

講義⑥「名古屋大学による法学教育支援」小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

講義⑦「日本法教育研究センターで学んだこと」ウミルディノフ・アリシエル（名古屋大学大学院法学研究科特任助教）

第4部：法整備支援対象国の学生との対話

法整備支援対象国に設置した「日本法教育研究センター」の学生と、各国の社会・法的問題について討論しました。

第5部：法整備支援シンポジウムに向けて全体討論

12月3日（土）に予定されていた「法整備支援シンポジウム」に向けた全体討論を行いました。モデレーター：松尾弘（慶応義塾大学大学院法務研究科教授）

C 学生シンポジウム

日時：2016年12月3日（土）

場所：慶應義塾大学三田キャンパス

第1部 有志グループの発表

(1) 「法整備支援におけるドナー間協力の重要性～ラオスにおける人材育成支援から考える～」

慶應義塾大学 齋藤奈津美、中村由紀、藤野江美、前川祐輝

(2) 「法整備支援事業の違い～評価制度からの検討～」

慶應義塾大学 今西ユリ亜、小林航、安井晴香

(3) 「マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について」

関西大学 大倉匡登、井上一輝

- (4) 「婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について～法整備支援対象国と日本の比較法検討～」

慶應義塾大学 鈴木匠、安田穂珠、横山あすみ

第2部 全体討論

「法制度整備支援における連携と協調のフォーラム」

松尾宣宏(法務省法務総合研究所国際協力部教官)

「法整備支援への新しい関わり方」

モデレーター

松尾弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

松尾宣宏(法務省法務総合研究所国際協力部教官)

2、公益事業2

(法整備支援事業)

平成28年度に当財団が関与した法整備支援事業の主なものは以下のとおり。

(1) ベトナム

平成27年4月から5年間の期間で、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関(裁判所・検察庁)及び司法補助機関(判決執行機関等)の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うもので、平成28年度は、司法省と最高人民検察院を対象として、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 ベトナムSPP研修
実施期間 平成28年7月3日(日)～7月16日(土)
実施場所 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)
研修員 レ・フー・テー最高人民検察院 次長検事 他11名
- b. 研修名 第53回ベトナム法整備支援研修(首相府)
実施期間 平成28年7月19日(火)～7月29日(金)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 キエウ・ディン・トゥ首相府官房副長官 他9名
- c. 研修名 第54回ベトナム法整備支援研修(MOJ)
実施期間 平成28年9月4日(日)～9月17日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 ディン・チュン・トゥン司法省次官 他9名

- d. 研修名 第55回ベトナム法整備支援研修
実施期間 平成28年11月6日(日)～11月19日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 グエン・チ・トゥエ 最高人民裁判所判事 他9名

また、プロジェクト支援のため、ベトナム裁判実務改善研究会を1回開催した。

(2)カンボジア

平成24年4月から5年間の期間で、「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、司法省・王立司法学院・弁護士会・王立法律経済大学を支援対象機関とし、各機関の中核人材の能力強化等を通じて、カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を可能にすることを目指すものであり、平成28年度は、民事関連法令の起草・改正、運用に対し適切に対応する体制及び能力の整備・育成のため次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修
実施期間 平成28年10月10日(月)～10月21日(金)
実施場所 JICA 東京国際センター(TIC)他
研修員 ティット・ルッティ検察官 他15名

また、民法・民事訴訟法普及プロジェクト支援のため、次のとおり作業部会等を開催した。

- カンボジア民法作業部会 1回
カンボジア民事訴訟法作業部会 2回

(3)ラオス

平成26年7月より4年間の期間で、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図るため、「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」を実施しており、平成28年度は、上記プロジェクトに対応した次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第8回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(経済紛争解決法)
実施期間 平成28年9月25日(日)～10月8日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 ソムサック・タイブンラック
中部高等人民裁判所裁判所長 他18名

- b. 研修名 第9回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(刑事関連法)
実施期間 平成28年10月30日(日)～11月12日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 スパシット・ローワンサイ最高人民検察院刑事事件監査局・副局長
他18名
- c. 研修名 第10回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(経済紛争解決法)
実施期間 平成27年12月6日(日)～12月19日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 ヴィエンヴィライ ティエンチャンサイ
ラオス国立大学法政治学部長 他19名

また、支援組織として、ラオス民法アドバイザーグループ(JICA-NET)の会合を1回開催した。

(4)ネパール

平成25年9月から3年半の期間で、裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上を目的とした「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が実施されており、平成28年度は、上記プロジェクトに対応した次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 ネパール裁判所能力強化第5回本邦研修
実施期間 平成28年7月18日(月)～7月30日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 ゴパール パラジュリ最高裁判所判事 他14名
- b. 研修名 ネパール裁判所能力強化第6回本邦研修
実施期間 平成28年11月27日(日)～12月10日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 デベンデラ ゴパール シュレスタ最高裁判所判事 他12名

また、本支援を効果的に推進するためにネパール国「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」に係るアドバイザーグループを2回開催した。また、平成25年度より実施されているネパール政府による第2次5ヶ年司法戦略計画等の効果的かつ効率的な実施、及び民法の立法化・普及を目的とした(個別案件)法整備アドバイザーに基づく、民法改正支援アドバイザーグループの会合を2回開催した。

(5)ミャンマー

平成25年11月から3年の期間で、法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化支援を目的とした「法整備支援プロジェクト」が、実施されており、平成28年度は、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第7回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 平成28年6月12日(日)～6月25日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)
研修員 キン マウン ウィン連邦議会(下院)議員 他13名

- b. 研修名 第8回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 平成28年11月20日(日)～12月3日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 アウン セイン連邦議会(下院)議員 他13名

- c. 研修名 第9回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 平成29年2月26日(日)～3月11日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 ウィン ウィン連邦議会(下院)議員 他15名

(6)インドネシア

我が国はインドネシア政府に対して、JICA及び法務省を中心に、平成19年より2年間にわたり同国の最高裁判所を実施機関として「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施した。

平成27年12月には、JICAがインドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を実施機関とし、知的財産保護制度の強化及び知的財産法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とした「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 インドネシア法整備支援第1回本邦研修
実施期間 平成28年7月20日(水)～7月29日(金)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)
研修員 ラミ・ムリアティ最高裁判所民事室書記官 他20名

- b. 研修名 インドネシア法整備支援第2回本邦研修
実施期間 平成28年10月23日(日)～11月5日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 ナニ・インドラワティスマラン地方裁判所長 他13名

- c. 研修名 インドネシア法整備支援第3回本邦研修
実施期間 平成28年10月24日(月)～11月4日(金)
実施場所 JICA東京他
研修員 ファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務人権大臣特別アドバイザー
他8名
- d. 研修名 インドネシア法整備支援第4回本邦研修
実施期間 平成29年2月12日(日)～2月22日(水)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 ウィドド・エカチャヒナ法務人権省法規総局長 他15名

また「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に係る裁判所支援アドバイザーグループの会合を3回開催した。

(7)法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催しており、平成28年度は次のとおり開催した。(当財団後援)

- 日時：平成29年1月20日(金)
会場：(大阪)大阪中之島合同庁舎2階 法務省法務総合研究所国際会議室
(東京)JICA麹町会議室(TV会議システム)
主催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)
テーマ：法整備支援の回顧と展望
～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～
出席者：法整備支援に関与している関係機関、関係者

<管理報告>

1、理事会・評議員会

平成28年度は以下の理事会及び評議員会を開催した。

平成28年5月23日

・第52回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)事業報告、
計算書類およびそれらの附属明細書、財産目録承認の件
- (2) 理事選定の件
- (3) 監事選定の件
- (4) 旅費規則改定の件
- (5) 定時評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成28年6月14日

・第38回評議員会

開催場所 法曹会館 高砂の間

決議事項

- (1) 平成27年度計算書類等承認の件
- (2) 理事選任の件
- (3) 監事選任の件

報告事項

- (1) 平成27年度の事業報告の件
- (2) 平成28年度事業計画及び収支予算書報告の件

出席等 決議に必要な出席評議員の数8名、出席7名、欠席1名、代表理事2名、業務執行理事1名、監事出席2名

平成28年6月14日

・第53回理事会

開催場所 法曹会館 高砂の間

決議事項

- (1) 代表理事、業務執行理事選定の件
- (2) 顧問に推薦することを決定する件
- (3) 参与に推薦することを決定する件
- (4) 学術参与に推薦することを決定する件

- (5) 6月末日までに内閣府に提出する平成27年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容に等について理事長に一任する件

報告事項

- (1) 代表理事の職務執行報告
(2) 業務執行理事の職務執行報告

出席等 決議に必要な出席理事の数7名、出席6名、欠席1名、監事出席2名

平成28年9月7日

・第54回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 参与に推薦することを決定する件
(2) 学術参与に推薦することを決定する件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成29年1月27日

・第55回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 基本財産取崩しの件
(2) 特定資産取扱規程制定の件
(3) 臨時評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成29年2月14日

・第39回評議員会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 基本財産取崩しの件
(2) 特定資産取扱規程制定の件

出席等 提案書に対し、評議員8名の全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

平成29年3月16日

・第56回理事会

開催場所 住友商事(株) 東京本社38階 383E会議室

決議事項 平成29年度事業計画の件

報告事項 代表理事、業務執行理事の職務執行報告
出席等 決議に必要な出席理事の数7名、出席5名、欠席2名、監事出席2名

2、財団記念行事

当財団は平成8年4月の設立から20年が経過し、以下の通り設立20周年記念式典・記念講演会を開催した。

日時：2017年1月23日（月）

会場：新霞ヶ関ビル 灘尾ホール

(1) 記念式典

開会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原 賢次
挨拶 法務省法務総合研究所長 佐久間達哉
来賓挨拶 法務省事務次官 黒川 弘務
独立行政法人国際協力機構理事 富吉 賢一
独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 赤星 康
日本弁護士連合会副会長 幸寺 覚

(2) 記念講演

ベトナム前司法大臣 ハー・フン・クオン
ベトナム司法省前次官 ディン・チュン・トゥン
名古屋大学名誉教授・公益財団法人国際民商事法センター評議員
森脇 昭夫
統括 弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事 小杉 丈夫

(3) 懇談パーティ

挨拶 法務副大臣 盛山 正仁

3、表彰

当財団は JICA が行う国際協力事業を通じ、途上国の人材育成や社会発展に多大な貢献をした事業・個人・団体の功績を称え授与される「第12回 JICA 理事長表彰」の「JICA 国際協力感謝賞」を授賞した。

4、機関誌「ICCLC」発行

第46号 2016年7月発行
第20回日中民商事法セミナー
第47号 2016年7月発行
平成27年度事業報告、平成28年度事業計画
第48号 2017年2月発行
第21回日中民商事法セミナー

5、ICCLCニュースレター発行

第39号 2016年5月発行

国際民商事法金沢セミナー

第40号 2016年6月発行

第20回日中民商事法セミナー

第41号 2016年8月発行

「アジアのための国際協力in法分野2016」法整備支援へのいざない

第42号 2017年2月発行

第21回日中民商事法セミナー

第43号 2017年3月発行

財団設立20周年記念式典・記念講演会

第44号 2017年3月発行

第1回日本・バン格拉デシュ共同研究

6、パンフレット作成・ホームページの内容修正

平成28年7月、当財団パンフレットの改訂版を作成した。ホームページでは、公表資料や発信情報を適宜更新している。

以上